

宜野座村デマンド交通実証実験無償運行事業 「ぎ~のくんバス」試験運行開始のお知らせ



「ぎ~のくんバス」とは

村内に在住する交通弱者の方を対象に宜野座村内における移動需要を調べるため、宜野座村が運行する地域公共交通「ぎ~のくんバス」を試験運行します。

対象者の方は、宜野座村役場（総務課）で事前に利用者登録を行うことで利用できます。

事前予約することにより、乗りたい時間にご自宅前から乗れて、降りたい場所で降りることができます。新たな交通手段として、ぜひご利用ください！

●令和5年度実施期間（無償）：

令和5年12月4日～令和6年3月30日

（※次年度以降も継続して運行予定です。）

●運行日：月曜日～土曜日

（日曜日、祝日、12月29日～1月3日は運休）

●運行時間：9時～12時、13時～17時まで

●運行範囲：宜野座村内限定

（バスはイメージと異なることがあります。）

※予約受付はご利用の

1週間前から可能です。



ご利用には、事前に利用者登録が必要です

宜野座村役場総務課にて 随時受付中

問い合わせ先 098-968-5111

役場総務課窓口にて、「利用者登録申請書」をご記入、提出いただきます。

利用登録時には、裏面に記載している利用対象者であることを証明できるもの（保険証／医療機関からの診断書／身体障害者手帳など）をご持参ください。

利用方法につきましては、ご登録時に職員より説明いたします。

「ぎ~のくんバス」をご利用できる方は裏面に記載→



「ぎ~のくんバス」を利用できる方

- ① 満65歳以上の方
 - ② 運転免許を返納された方、持病等で運転免許を取得ができない方
 - ③ 母子手帳をお持ちの妊産婦、産後8週間までの方
 - ④ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳）をお持ちの方
 - ⑤ 難病と診断された方
 - ⑥ 要介護、要支援認定を受けている方
 - ⑦ 認知症と診断された方
 - ⑧ てんかん等で運転が困難な方
 - ⑨ 骨折や疾病などで、一時的に自動車運転が困難だと診断された方
 - ⑩ 生活保護を受けている世帯の方
 - ⑪ その他村長が認めるもの
- ⑫ ①～⑪いずれかに該当する方を補助または介助するためにバスに同乗する方（満18歳以上）
- ⑬ ①～⑪いずれかに該当する世帯の子ども（満16歳未満）で、保護者の同伴を目的としてバスに同乗する方

一人
で乗降車可能な方
満16歳以上で

※通学には利用できません。